

※当事業所では、利用者に対し介護保険法の趣旨に従い訪問介護サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 従業者の配置状況	3
5. サービスの利用方法	3
6. サービスの内容	3
7. 利用料について	4
8. 事故発生時の対応について	5
9. 苦情の受付について	5

しゃかいふくしほうじん ふくしかい
社会福祉法人まほろば福祉会

していほうもんかいごじぎょうしょ 指定訪問介護事業所 ほっとすてーしょん翼 つばさ

とうじぎょうしょ みやざきし してい う
当事業所は宮崎市の指定を受けています。

みやざきししてい だい とう
(宮崎市指定 第4570105231号)

1. 事業者

名称	社会福祉法人 まほろば福祉会
所在地	宮崎県宮崎市大字跡江525番地
電話番号	0985-48-3830
代表者氏名	理事長 山下 志穂
設立年月日	平成3年5月13日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成22年5月13日指定 宮崎市 第4570105231号
事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅サービスの提供を目的とします。
事業所の名称	ほっとすてーしょん翼
事業所の所在地	宮崎県宮崎市大字跡江528番地八号
電話番号	0985-47-5501
管理者職名	所長 竹町 裕一郎 (専任・兼任)
サービス提供責任者	うしろぐち ひろみ 後口 弘美
事業所の運営方針について	<p>○利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者の自立支援にそったサービスの提供に努めます。</p> <p>○地域との連帯を重視し、関連市町村、居宅支援事業所、他の居宅サービス事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。</p> <p>○従業者研修を重視し、提供サービスの資質向上に努めます。</p>
開設年月日	平成22年5月13日指定
事業所と併設している施設	指定障害者支援施設 翼 平成23年10月1日指定 宮崎市 第4510101357号

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	宮崎市 国富町 綾町
営業日	月曜日～日曜日 ただし、12月29日～1月3日を除く
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

※ 居宅サービス計画により、営業時間外であってもサービス提供をする場合がございますのでお気軽にご相談ください。

4. 従業者の配置状況

職	種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 所長（管理者）		名	1名		
2. サービス提供責任者		名	1名		
3. 訪問介護員		名		17名	

5. サービスの利用方法

(1) 居宅サービス計画に基づきサービスの利用ができます。

当事業所従業者がお伺いし、契約を締結後、サービスを開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合で終了される場合

居宅介護支援事業所にお申し出いただき、事業所よりの連絡で解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知し、地域に他のサービス事業所を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が、介護保険施設に入所、入院された場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けていた利用者が、要介護認定区分で非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになられた場合

④ その他

利用者やそのご家族が、当事業所や当事業所従業者に対し、本契約を継続し難い行為があった場合、サービスを終了させていただく場合があります。

6. サービス内容

介護保険法で定められた訪問介護サービス内容に限られます。

(1) 身体介護

- ・ 食事の介助 ・ 入浴の介助 ・ 排泄の介助（オムツ交換含む）
- ・ 体位交換 ・ 清拭（清潔保持のための身体を拭きます。）
- ・ 身繕いの介助 ・ 移動介護（通院の介助）

(2) 生活援助

- ・ 食事の準備（調理）・衣類等の洗濯 ・ 居室の清掃
- ・ 日常生活品の買い物、その他（衣類・寝具の交換・布団干しなど）

※ 上記生活支援は利用者本人に対するサービスのみのみで、利用者以外の方の援助は行いません。

※ 調理の中で、キザミ食・ミキサー食・医療食・治療食は介護保険上、身体介護の扱いになります。

※ ご不明な点は、サービス提供責任者まで、お気軽にお尋ねください。

(注意事項)

当事業所で金品(貯金通帳や印鑑・保険証・その他有価証券等)は一切お預かりいたしません。

ただし、買い物などの場合には現金をお預かりする場合がございますが、その際には、利用者又はご家族にご確認の上、領収証等にてご了承いただきます。

7. 利用料について

(1) 通常時間帯(午前8時から午後6時)

	20分未満	20分～ 30分未満	20分～ 45分未満	45分以上	30分～ 60分未満	60分～	30分を 増すごとに
身体介護	163円	244円			387円	567円	82円追加
生活援助			179円	220円			

※ 上記は介護保険法による一割負担金額です。

(2) 通常時間帯以外の場合

サービス時間帯	わり割増率
早朝(6:00～8:00)	25%
夜間(18:00～22:00)	25%
深夜(22:00～6:00)	50%

※ 2名の訪問介護員が必要と判断された場合、利用者の同意を得て、2名によるサービスを実施し、料金は通常の2倍の金額となります。

※ 上記利用料金の(1)通常時間帯の表、身体介護及び生活援助に係わるサービス提供時間で90分を超えると30分増すごとに追加されます。

(3) 交通費について

宮崎市・国富町・綾町にお住まいの方は無料です。

(4) キャンセル料金

	金額
サービス利用日の前営業日の午後5時までの場合	無料
サービス利用日の前営業日の午後5時以降の場合	基本料の一割

※ 利用者の急変等やむを得ない場合、キャンセル料はいただきません。

8. 事故発生時の対応について

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名：損保ジャパン日本興亜(株) 宮崎支店
 みやざきしたちはなどおりひがし
 宮崎市橋通東5-3-10
 (0985) 27-7137

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ お客様相談係<苦情受付窓口(担当者) 通所支援係長 森本 有一>

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

<苦情解決責任者[職名] 所長 竹町 裕一郎>

また、苦情受付ボックスを1階事務所前に設置しています

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	住 所	電 話 番 号
ながやまりんたろう 永山倫太郎	みやざきしきくらがおかちょう 宮崎市桜ヶ丘町23番1号	0985-47-6644
たねだとしこ 種子田俊子	みやざきしだいくまち ちょうめ 宮崎市大工町3丁目132番地2	0985-47-9045

(3) 行政機関その他苦情受付機関

みやざきし 宮崎市	かいごほけんか 介護保険課	しよざいち 所在地 〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 でんわばんごう 電話番号 TEL0985-21-1777 ・ FAX0985-31-6337 うけつけじかん 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝祭日及び12/29～1/3を除く)
こくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい 国民健康保険団体連合会		しよざいち 所在地 みやざきしもはらちょう 宮崎市下原町231番地1 でんわばんごう 電話番号 TEL0985-25-4901 うけつけじかん 受付時間 8時30分～17時15分
みやざきけんしやかいふくしきょうぎかい 宮崎県社会福祉協議会 (宮崎県福祉サービス 運営適正化委員会)		しよざいち 所在地 みやざきしほらまち 宮崎市原町2-2 でんわばんごう 電話番号 TEL0985-60-0822 ・ FAX0985-60-0823

	<small>うけつけじかん</small> 受付時間	<small>じぶんじぶん</small> 9時00分～17時00分
--	---------------------------------------	--

10. **高齢者虐待相談窓口**

こうれいしやぎやくたいそうだんまどぐち

こうれいしやぎやくたいぼうしほう もと ぎやくたい そうきはつけんたいおう ちいき・かぞく れんけい そうだん おこな
 高齢者虐待防止法に基づき虐待の早期発見対応につとめ、地域・家族と連携し相談を行っています。

- (1) みやざきし めい しょう かigoほけんか
 宮崎市 名称 介護保険課
でん わ
 電話 0985-21-1777
- (2) じむきょく でん わ
 事務局 電話 0985-52-5139

11. **提供するサービスの第三者評価の実施状況**

ていきょう だいさんしやひょうか じっしじょうきょう

<small>じっし</small> <small>う</small> <small>む</small> 実施の有無	有 ・ 無
<small>じっし</small> <small>ちよつきん</small> <small>ねんがつび</small> 実施した直近の年月日	<small>れいわ</small> <small>ねん</small> <small>がつ</small> <small>にち</small> 令和 年 月 日
<small>じっし</small> <small>ひょうかきかん</small> <small>めいしょう</small> 実施した評価機関の名称	
<small>ひょうかけつ</small> <small>かいじじょうきょう</small> 評価結果の開示状況	

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ほうもんかいご ていきょうおよ りょう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
 訪問介護サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしよめい つばさ
 事業所名 ほっとすてーしょん翼
せつめいしやしよくめい しよ ちよう たけ まち ゆういちろう
 説明者職名 所長 竹町 裕一郎 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしや じゅうようじこう せつめい う ほうもんかいご ていきょうおよ りょう かいし
 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供及び利用の開始
どうい
 に同意しました。

どういねんがつび れいわ ねん がつ にち
 同意年月日 令和 年 月 日

りょうしやじゅうしよ
 利用者住所 〒

し めい
 氏名 印

後見人 保佐人 補助人 がどう ※該当するものに✓をしてください。

じゅうしよ
 住所 〒

し めい
 氏名 印

れんたいほしょうにんじゅうしょ
連帯保証人住所

し めい
氏 名

印 (続柄)

れんたいほしょうにん かくにんじこう がいとう おういんらん おういん
※連帯保証人で確認事項に該当する場合は、押印欄に押印をしてください。(上記にて
おういん いんかん いんかん しょう
押印した印鑑と同じ印鑑をご使用ください)。

かくにんじこう 確認事項	おういんらん 押印欄
りようしゃ じしよ しょうめいだいこう もの 利用者が自署できないため署名代行をした者です。	印

れんたいほしょうにんいがい りようしゃ じしよ しょうめいだいこう もの
連帯保証人以外で、利用者が自署できないため署名代行した者。

し めい
氏 名

印 (関係)

じゅうようじこうせつめいしょ しゃかいふくしほうだい じょうおよ だい じょう もと こうせいろうどうしょうれいだい
※この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条に基づく厚生労働省令第171、
ごう へいせい ねん がつ にち きてい りようもうしこみしやまた かぞく じゅうようじこうせつめい さくせい
172号(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成
したものです。